

嫁の長期里帰り慣行の社会的意義

—小浜市国富地区を主として—

長 谷 川 昭 彦

1. 序

嫁の里帰りといえば、われわれは普通、結婚式直後の初里帰りや盆・正月・祭などに儀礼的に実家に帰る慣行や、さらには田植えや秋のとり入れなどの後に休養や慰安をかねて実家を訪れる慣行などを思い浮かべるが、ここで問題にするのはこれらの比較的短期間の慣行ではない。里帰りという概念を「嫁がその生家を訪問し、滞在する。」というように広義に解すれば、嫁が休養を兼ねて自分や子供達の衣類の洗濯・補修・新調のために、比較的長期間にわたって実家に滞在したり、あるいは結婚後一定の期間をきめて婚家と実家の間を往復する慣行をもそのうちに含めることができる。本稿ではこれらの長期里帰りや定期的里帰り^①の慣行についての社会的意義を考察したい。^②

2. 長期里帰り慣行の分布

すでに述べたように、里帰りをいったん婚家にとついだ嫁が実家を訪れ、滞在するというよう解すれば、それが慣行という形をとる場合は土田が整理しているように、一般に5種類に分類できる。すなわち、

- (1) 結婚式後の初里帰り——これは夫側での結婚式・披露のあと嫁が生家へ挨拶を兼ねて帰省することをいい、具体的には「お里帰り」「三日帰り」「二日帰り」と呼ばれ、生家での滞在期間は1日帰りか、せいぜい2、3日までの短期間が多い。
- (2) 紋日の里帰り——第二の里帰りとしては、盆・正月・祭・節句などのいわゆる紋目に嫁が実家へ礼に行く、すなわち挨拶をかねて遊びに行く場合がある。この慣行も嫁入り婚の行なわれているところでは普通であって、滞在期間は2、3日までの短期間が普通である。

① この研究は京都大学教授姫岡勤、大阪学芸大学助教授土田英雄との共同でおこなってきた家族慣行研究の一部で、すでに志摩國府の隠居慣行〔社会学評論、36号、昭34〕、志摩における一時的ツマドイ婚慣行〔ソシオロジ、38号、昭40〕に続くものである。そして昭和38年5月の関西社会学会で、姫岡・土田・長谷川により共同報告された。

② 定期的里帰り慣行については土田英雄「嫁の定期的里帰り慣行に関する一考察」〔大阪学芸大学紀要、13号、昭40.2〕に触れられており、本稿はこの土田論文の前段階をなすものであるが、発刊の順序が逆になってしまった。

③ 土田、前掲論文、181頁。

嫁の長期里帰り慣行の社会的意義

(3) 骨休めの里帰り——特に農村においては農繁期の前後に休養と慰安を兼ねて実家を訪れる里帰りがある。これも、単に休養・慰安という目的のためだけの場合は、滞在期間はそんなに長くないのが普通である。

(4) 長期里帰り——嫁が衣類やふとん類の洗濯・補修・新調と自分や子供の小遣いかせぎや休息をもかねて、主として農閑期を利用して、比較的長期間（1週間ぐらいから1ヶ月ぐらいまで）実家に帰省する慣行で、福井県若狭地方では「センダクに帰る」という表現が使われている。

(5) 定期的里帰り——結婚後、ある間、一定の期間をきめて、嫁家と実家との間を往復する慣行である。これは例えば小浜市国富地区では「番に帰る」というようにいわれている。

この外、産前・産後の休養のために実家に帰省する場合も一種の里帰りのなかに入れるべきであろうが、ここでは省略した。

以上5つの型のうち第一の型は比較的明瞭な儀礼で期間も短期間であることがはっきりしているので、ここでは長期里帰り慣行から除外して考えることができる。しかし、第二、第三の型は必ずしも第四の型と明瞭に区別して考えることはできない。例えば石川県の口能登地方では「チョウハイ」という名称の里帰りがおこなわれている。これは本来的には盆・正月などに親元に挨拶をしに行くことを意味するのであろうが、それが同時に衣類の洗濯・補修または休養を兼ねている。また若狭の三方地方では単に「ヤスミに行く」という表現が使われているが⁽⁴⁾実際には第四型と考えられる。

そこで、この第二、第三、第四型の里帰りの分布を知るため、第一次の試みとして昭和37年の2月に石川県能登地方、福井県若狭地方、京都府北部地方の諸部落を対象とし郵便葉書により、これらの慣行の存否、帰省の回数・日数などについて回答を求めた。この回答の概略だけを示すと、つきの第1表、第2表の通りである。

里帰り慣行は特に能登・若狭・舞鶴の各地方に広く分布しており、「センダクに帰る」という呼び方が最も多く、その他、「お針に帰る」という表現も使われている。また口能登では「チョウハイ」という名称が多い。また若狭の三方地方・綾部では単に「ヤスミに行く」という表現も使われている。里帰りが特別の名

第1表 里帰り慣行の名称および類型

	石川県			福井県若狭			京都府北部		
	奥能登	口能登	三方・大飯	小浜	三万・遠敷	舞鶴	綾部	丹後	
慣 行 次 如	1	9	6	3	6	6	6	38	
セ ン ダ ク	30	14	34	8	17	1	1	1	
チ ョ ウ ハ イ ・ セ チ 札		19							
休 ミ に 行 く	1				3		5		
里 帰 り	1	2				1	7	14	
そ の 他	3	1			7	1	7	4	
不 明	5	8	1	7	1	8	12		
合 計	41	53	41	28	26	34	69		

(4) 瀬川清子「婚姻観」昭32、130頁、160頁、164頁、165頁。

称で呼ばれるのではなくて、<里帰り>という名称がそのまま用いられている場合もかなりあり、京都府の綾部・奥丹後でその傾向が強い。

つぎに、里帰りの回数・日数・継続年数を第2表に示すと、奥能登地方では年に4～5回、1回が1週間以上、年間30日以上の滞在日数に達するものが全体の $\frac{1}{3}$ に達する。口能登では年に3～4回、1回が1週間以上の滞在日数を示すものが約半分ある。年間帰省日数も能登地方はかなり長く、年間30日以上が約 $\frac{1}{3}$ 近くに達している。若狭地方では全体として年に約3回、1回約7日、年間20日ぐらいが平均的なものになっているが、年間延日数が30日以上もかなり多く、結婚後継続年数では7年以上に及ぶ部落が小浜・大飯地方では約半数に達する。京都府北部地方では年間帰省回数は3～4回までではあるが、1回当たりの日数は2～3日の短期間のものが多く、年間延日数もそんなに多くなく、10日ぐらいまでが非常に多い。結婚後の継続年数は長いものが多い。以上のように、長期里帰り慣行は能登・若狭地方にかなり多く、京都北部になると比較的少なくなってきた。

第五型の定期的里帰り慣行は厳密な意味では長期里帰りとはいえないかもしれない。しかし

1回当たりの実家への滞在日数は3日とか4日とかで多くないかもしれないが、年間の滞在日数はかなりの日数に上り、広い意味では長期里帰り慣行に含めうるであろう。この慣行は、われわれの知る限りでは、北陸地方の極く一部に残存し、または最近まで行なわれていた。例えば、戦前までは能登の輪島・鶴巣・大野・能登島⁽⁶⁾・若狭の高浜など、昭和30年ごろまで若狭

第2表 里帰りの回数、日数、年数

	石川県	福井県 若狭	京都府北部				
	奥能登	小浜・大飯	三方・遠敷	舞鹤市	綾部市	奥丹後	
年間帰省回数	1～2回	9 11 19	4	7	6	15	
	3～4回	8 22 16	13	10	12	11	
	5回～	15 10 1	5	3	8	5	
	不明	8 1 5	6		3		
一回当たり日数	2～3日	14 16 8	8	16	24	27	
	4～6日	8 6 6	11	3	2	1	
	7日～	13 21 18	5	1		2	
	不明	5 1 9	4		3	1	
年間延日数	1～10日	7 12 9	9 15	18	25		
	11～29日	13 20 17	9 5	5	3		
	30日～	13 12 8	3		2	1	
	不明	7	7 7	4	2		
結婚後継続年数	1～3年	14 14 7	12 6	3	7		
	4～6年	12 14 9	7 5	8	8		
	7年～	14 14 16	5 9	12	10		
	不明	2 9 4		6	6		
	計	40 44 41	28 20	29	31		

(5) 土田、前掲論文、188頁、瀬川、前掲書130頁以下。

(6) 戦前までは結婚後1～1.5年の間、3日交代(ミツメ)、4日交代(ヨツメ)、5日交代(イツメ)で嫁家と実家との間を交代した。

(7) <ヒトトル嫁>といわれ、結婚後1～2年間、はじめは1日交代、ついで2日に1日、さらに3日に1日というように実家の手伝いに帰った。

(8) 戦前、親元働きといって何日か交代で実家の手伝いをした。

嫁の長期里帰り慣行の社会的意義

の三方町向笠^⑨、敦賀市山部落^⑩、そして以下扱う小浜市国富地区などであり、北陸以外にもあつた。

3. 小浜市国富地区における長期里帰り慣行の実態

小浜市国富地区は長期里帰り慣行＝センダク帰りと定期的里帰り慣行＝「番」慣行とが併列しておこなわれていた地区である。この国富地区の長期里帰りと定期的里帰りの実態をまず考察しよう。

国富地区には、現在なお「センダク帰り」の慣行が存続している。この慣行の概略は次の通りである。

センダクに帰る時期は、3月末から4月にかけて、8月、12月の3回で、1回に15日から20日間実家に帰って洗濯や針仕事をすると同時に、小遣いかせぎをする。とくに、この期間の小遣いかせぎの主なものは昭和28年の13号台風まではムシロ織であった。嫁の小遣いかせぎとしてのムシロ織りを特にセンダクムシロとよんでいた。昭和30年頃から台風のあとかたづけのための土木工事やその他の日傭作業が増えて、センダクの期間に日傭に出て、自分や子供の小遣いをかせぐ婦人が多くなった。この慣行は、結婚後の経過年数に応じて、実家への滞在日数が漸減する方式をとらない。そして世帯がまかされるまで、すなわち30才ぐらいまでおこなわれる。

つぎに、国富地区では婚家と実家とを交代で往復する慣行が、昭和30年ぐらいまで一般におこなわれていたし、また極く一部では今（昭38）なお残存している。国富地区では婚家と実家とを往復するこの慣行を「番」または「市番」と称している。以下、国富地区の番慣行の実態の概略をみていこう。

小浜市国富は丸山・羽賀・奈湖・熊野・次吉・栗田・高塚・太良庄の各部落からなっているが、このうち丸山・太良庄を除く6つの部落では、昭和30年ぐらいまでは全体として番慣行が行なわれていた。全体としての傾向は上田が既に示している^⑪ので、ここでは羽賀の場合と高塚の場合とをとりあげてみていきたい。

「番」慣行のやり方は個々の人により、かなり相違していて、必ずしも一定していない。しかし、大体の基礎的傾向は次の通りである。結婚直後の2、3年間は婚家よりも実家に滞在す

⑨ 昭和30年ごろまでは三日番または二日番と称して、婚家と実家との間を往復した。この交代する日数や期間を決めるのは仲人の手腕にかかっていた。実家に帰っている間は、仕事をするよりもむしろ休養が主であった。昭和30年頃、青年団や婦人会の運動によってこの慣行は衰退していった。

⑩ 昭和25、6年頃まで結婚した最初の1年間は10日婚家にいて、10日実家に帰る方式がとられた。1年目に「かえりぞめ」と称して、赤飯を炊いて親戚に配り、その日に嫁入り道具をもって行った。

⑪ 三重県志摩郡阿児町立神では昭和30年くらいまで、名称ははっきりとは決まっていないが、3日交代または2日交代で親元と婚家とを往復した。立神に真珠養殖業が盛んになって、この慣行は衰えていった。

⑫ 上田、前掲論文。

る日数の方が多い、年数が経過するにつれて、婚家と実家との滞在日数が半々になり、やがて婚家の方が多くなり、ついには数年ないし10数年の後に全く婚家先に移ってしまうという方式をとるのが一般的な方式である。今、羽賀および高塚の、番慣行を実施した若干の婦人について、結婚の最初の年の婚家と実家との滞在日数の比率を示すと、つきの第3表の通りである。このように、極端な場合は、婚家に1日居て、実家に9日間滞在するという例もかなりあるが、高塚で一番多いケースのように、婚家に1日居て、実家に4日滞在するというのが、最初の年の基本的形式のようである。

高塚における最も標準的なケースを2例あげると、第4表のごとくである。第一の例では、最初の1年間は2と7のつく日に婚家へ行く。従って婚家と実家との滞在の割合は1:4である。つきの2年間は1:2で、そのつきの3年間、つまり結婚後4年目から2日交代で、婚家と実家との滞在日数が等しくなる。そして結婚後7年目から比が逆転し、婚家と実家の比が5日と1日というようになる。結局、結婚後13年間も「番」を続けて、33才のときにやめている。第二の例では、滞在日数の比の変化はもっと多くの段階に分れている。最初の年は婚家と実家との滞在日数は、1日と4日で、第一の例と同じ。2年目は1日と3日、3年目に2日と2日で比が同じになる。4年目から、4日と2日で婚家の方が長くなり、6年目から婚家4日、実家1日となり、8年目には6日と1日となり、結局9年間続いている。番をやめた年令は32才である。

また、番をやめた年令および番の継続年数を示すと第5表および第6表のごとくである。羽賀部落では23, 4才でやめ、4~5年間でやめる人が多いが、なかには10年以上も続けた人もかなりある。高塚でも比較的若い年令でやめた人もあるが、30才過ぎまで、10数年から20年近く継続した人もかなりある。実際にはやめる時期、継続年数はそれぞれの家の事情により、人によってかなりの差があるが、番をやめる基準となるべき時期は33才の女の厄年であるといわれている。

第3表 結婚当初の婚家と実家との滞在日数の比

婚家: 実家	羽 賀	高 塚
1:9	4	
1:6	4	
1:5	1	1
1:4	1	8
1:3	1	1
1:2	6	
1:1	5	2
1:0.7	1	
1:0.4	2	
1:0.2	1	

第4表 「番」の実例 (昭38.)

1. 高塚のある婦人	
現在の年令	42才
結婚年令	20才
番をやめた年令	33才
最初の1年間	1ヶ月のうち2と7のつく日に婚家へ
つきの2年間	1日婚家、2日実家
つきの3年間	2日交代
つきの7年間	5日婚家、1日実家
2. 高塚のある婦人	
現在の年令	38才
結婚年令	22才
番をやめた年令	32才
最初の1年間	婚家1日、実家4日
つきの1年間	婚家1日、実家3日
つきの1年間	婚家2日、実家2日
つきの2年間	婚家4日、実家2日
つきの2年間	婚家4日、実家1日
つきの2年間	婚家6日、実家1日

嫁の長期里帰り慣行の社会的意義

この点は、後に考察するように、この制度を考える上で重要な事柄であると思われる。

番で嫁が実家に帰っているとき、どんな事をするかといえば、実家の農作業の手伝い、自分や子供の小遣いかせぎ、衣類の洗濯・補修それに休養である。婚家に居る間は何をするかといえば、嫁は専

ら労働である。いわゆる財布を握るのは男の人であり、姑は倉の鍵をあずかり、米ビツを管理する。食事の仕度も一切姑がやって、若い嫁は全くお客様のような位置におかれ、専ら労働にのみ従事した。特に単作地帯のこの地区での唯一の副業はムシロ織りであった。ムシロを夜なべにうつのが嫁の仕事であった。従って、婚家に居る限りはただ仕事一点張りであり、実家に帰って、洗濯や針仕事をしたり、自分や子供の小遣いをかせぐことができたのである。なお、嫁が実家へ帰っている間は、婿の世話はその母が専らした。そして番で帰っているときは婿は嫁の実家へ泊りに行くようなことは原則としてなかった。

番をやらなかつた人もかなりある。羽賀部落において番慣行をやらなかつた人を示すと、第7表のごとくである。昭和30年ごろから公民館活動の一環として番の廃止運動が起つた。従つて、今(昭38)から8年前を境にして、番をしなかつた理由に大きな変動がある。現在までの結婚経過年数8年以内のものでは、この慣行に反撥したり、封建制打破のために、また番慣行が消滅したため実施しなかつた人が5名ほどあるのは、この運動の結果である。しかし、結

第5表 番をやめた年令

	羽賀	高塚
17才	1	
20~24才	14	1
25~29才	5	2
30~34才	2	6
35才		3

第6表 番の継続年数

	羽賀	高塚
1年	4	
3~4年	9	
5~6年	5	3
10~14年	5	3
16~17年		2
20年		1

第7表 番をやらなかつた理由

(小浜市羽賀 昭38.)

番の慣習なし	結婚経過年数	
	8年以下	8年以上
慣習に反撥	2	
封建的慣行打破	1	
実家が遠い	1	10
婿養子取り	1	2
仕事手の不足		1
夫が勤め、母が病身		1
不明		1
番をしなかつた人の計	7	15
番をした人	3	24
合 計	10	39

⑬ 山の利用形態別農家数と面積〔1960年農林業センサス〕

	稻を作つた田			
	一毛作		二毛作	
	農家数	面 積	農家数	面 積
羽賀	37	35.5.6.21	21	4.0.7.24
高塚	81	64.0.3.09	39	1.8.8.27
国富地区	353	341.3.5.22	106	19.4.6.27

婚経続年数が8年以上の人では別の理由によってやらなかった人が多い。すなわち、実家が遠方のため(10名)、婿養子とり(2名)、その他家庭の事情で番をしなかったというのが主な理由になっている。昭和30年ごろまでは羽賀部落では特殊な事情のものを除き、全体としてこの番慣行をやっていたのである。そして現在でも、一部の人々は非公式に月に4日～5日は実家に帰っているのである。

以上のように、小浜市国富地区では、まず春・夏・冬の年に3回のセンダク帰り、そして^⑭番^⑮慣行により、さらに、子供を産む産前産後の休養のために、特に若い嫁は、年間の殆どの日数を自分の生れた実家で過ごしてきた。極端な場合は結婚直後の若嫁は1年のうち1カ月も娘家で過すか過さないかであるといわれていたのである。

4. 長期里帰り慣行の社会的意義

以上述べたような小浜市国富地区におこなわれていた^⑯番^⑰慣行は、里帰りの部類に入るのは実はあまり適切でないとも考えられよう。というのは、元来里帰りは民俗学者のいう嫁入式の婚礼を済まして、嫁が完全に娘家の成員とみなされるようになった場合における、生家への正式の訪問を意味するからである。国富地区の婚姻の諸儀礼をみれば、まさしく嫁入式のそれであり、嫁は形式的には娘家の一員という身分を獲得してはいるが、実質的には両方の家に属しているともいえよう。従って^⑯番^⑰慣行における実家に帰る行為は先に挙げた里帰りの諸類型とは質を異にするものである。特にセンダクに帰る慣行とは本質を異にするものである。

センダク帰りは農閑期に洗濯や針仕事をしたり、小遣いかせぎをするために実家に帰る慣行であり、農繁期と農閑期のけじめのはっきりしている水稲単作地帯である北陸地方にまだかなり分布しうる条件を見出している。これに対して、^⑯番^⑰慣行は農繁期・農閑期を問わず、一定の日数をきめて娘家と実家との間を往復するものであって、その特殊な方式のために、現在では極く一部の農村にしか見出せなかったのである。

民俗学によって明らかにされたところによると、わが国の婚姻方式は婿入婚から嫁入婚へと移行した。そして瀬川清子女史は婿入婚と嫁入婚との中間段階にこの娘家と実家とを交代で往復する婚姻形態を入れようとする仮説を提起されている。われわれも志摩のツマドイ婚をとり上げ、ツマドイ婚は嫁入婚に先行する結婚形態の一つであるという立場をとったのであるが、この番慣行もそれに近いことがいいうと思われる。婿入婚という名称は誤解を呼びがちで適当であるとは思えないとしても、また、国富地区の婚姻諸儀礼から婿入婚の先在を示す証拠は見出しえなかつたとはいえ、われわれもまた番慣行を婿入婚との関連の下に捉える考えには賛成である。さきに33才が番をやめる目安になっていたということを述べた。現実には、33才より早く終ることが多いけれども、嫁が33才の年頃にはシウトは60才頃になり、シウトメもその

⑭ 柳田國男監修「民俗学辞典」昭28、「里帰り」の項。

⑮ 瀬川清子「しきたりの中の女」1961年、23頁以下。

⑯ 前掲雑誌「ソシオロジ」38号。

嫁の長期里帰り慣行の社会的意義

年令に近くなり、隠居してシウトメが主婦権を嫁に譲ろうとする時期にあたっている。昔は、嫁は恐らくは主婦権を譲られる時期まで、娘家でなくて、その実父母のおる実家で起居したものと推測される。高塚で聞いた言葉に、「昔では33才の祝に嫁は荷物を持っていく。その時、初めて正式の嫁となる。それまで籍を入れないことが多い」ということがあった。もちろん、この言葉の通りに行なわれたのではないが、これが、かつての時代のタテマエになっていたのである。

このようにして、何らかの意味で婿入り式の結婚形態に嫁入り婚が導入され、娘家と実家との間に一種の取引がおこなわれた結果として、この一番の慣行が出現したと考えられるのである。いわば、一番の慣行は妥協の産物である。そして、この事は、年毎に規則的に娘家での生活を漸増していくが、必ずしも毎にはっきりした同じ方式がとられていないということによってもうかがいえるのである。この意味では一番の慣行は、実は長期里帰りという部類に入ることはある適切ではないかもしれない。われわれは単に実家に居る延日数が長期であるという点で便宜的に長期里帰りに入れただけである。

われわれはこの番慣行が含んでいる全ての問題を明らかにしうるとは、もちろん、考えていない。そしてここでは、それがあらわしている二、三の社会学的意味のみを指摘するにとどめなければならない。

婚姻の本質からいうならば、まず第一に、このような婚姻形態は極めて不自然であるといわなければならない。正式の夫婦でありながら、第1年目では月のうち6日ぐらいしか対食を共にすることができない。夫が單に帰った妻を訪問することは、少なくとも正式には公認されていない。夫婦が同居するということが、結婚生活の正常な姿であるとすれば、極めて不自然といわざるをえない。

では、このような不自然な婚姻関係が、なぜ一つの制度として認められ、長く存続してきたのであろうか。改めていうまでもなく、婚姻は単にその当事者、すなわち、花婿と花嫁だけの事柄ではない。それは同時に2人を介してそれぞれの家族および親族の間の新たな結びつきを意味する。結婚の儀式やそれに先行し、あとに行なわれる種々な儀礼もこののような働きをもっている。里帰り慣行も単に当事者だけの問題でなく、その背後にひかえた集団——娘家と実家それらの親類集団、さらには村落、日本の問題であるともいえよう。

番慣行を支持する要因の根底には、わが国において、以前に支配的であった婚姻觀すなわち夫婦の共同生活よりも家——娘家および実家——の都合を優先するという考え方方が置かれている。夫婦の共同生活よりも家の存続に価値を認める考え方である。婚礼によって嫁は名目的には娘家の一員となつても、その実質的な座は与えられず、単なる労働力とみなされることである。

ここにおいては、センドク帰りの慣行と番慣行との間には共通の地盤を見出す。主婦の座につくまでの嫁は、自分や子供の衣類を洗濯したり、針仕事をする自由さえ与えられない。夫の衣類の洗濯すら許されない。それは母親の仕事なのである。また嫁や子供のものを買う小遣い

も婚家からは与えられず、実家で調達すべきものとされた。炊事は姑の手に握られ、嫁は姑の監視の下に終日休む暇のない農作業に追いやられた。米ビツをあける権利も、倉へ入ることも許されていなかったのである。まして夫との私的談笑は思いも及ばない事柄である。だから嫁たちは夫と寝食を共にするよりも、夫から離れても実家に居る方を気楽だと考える傾向すら見られる。しかし、もう一步つっこんで考えると番慣行にせよ、洗濯婦り慣行にせよ、一見すれば、嫁は婚家の労働から解放されて、実家で気楽に宽ろぐことのできる自由を与えられているようではあるが、それを逆に見れば、かえって嫁の地位の低さを表わす制度であるといえるのである。夫婦の結婚生活に価値は認められず、その人格は無視されているという外ないのである。番慣行は婚家と実家との取引による妥協の産物であると前に述べたのであるが、その取引の対象となったものは外ならない嫁の労働力であったのである。

かかる社会的意味をもっていた番慣行を、小浜市国富地区では、少なくとも昭和30年頃までは全体的に実施していた。それではこの慣行を存続せしめてきた現実的な条件は何であるか。

第一に国富地区は古い村であるということを挙げなければならない。嫁入り婚の前段階をなすと考えられる番慣行を存続せしめたことは、その成立の新しい村ではありえないことである。国富地区はすでに上代にその起源を溯ることができるといわれているように、非常に早く^⑦成立した村であって、このような慣行を持つことのできた理由には歴史的背景があったといわざるをえない。

つぎに、すでに述べたように、われわれの調査の結果では番をしない理由として、「実家が非常に遠いから」と書いたものがかなりあった。番の慣行は部落内婚ないし同様な慣行をもっている近隣の部落間の通婚が大多数であることに、その成立と存続の社会的基盤をもっていることはいうまでもない。遠方婚では頻々たる帰省が不可能であることは自明の事柄である。羽賀部落を例にとれば、明治18年以前(戸中戸籍によって判明するもの)の既婚婦人121名中98人が同じ羽賀出身、9人が現在の国富地区の出身、それ以外は14名であった。昭和38年4月の現住者では67名中羽賀出身30名、国富地区出身15名、他所出身は22名であった。少なくとも国富地区内の結婚が非常に多いのであり、これが遠方婚的嫁入り婚とは根本的に性格を異にする婚姻慣行の一つである番慣行を支えていたのである。

他の条件として、婦人によるムシロ織りが挙げられる。単作地帯であるこの国富地区において、現金収入の一つの主要な源泉は女性の手によるムシロ織であった。このムシロ織はある面から見れば、姑の監視の下に自家の作業場において他の家族と絶縁されて、嫁を家の労働力として働かす有効な途であったと同時に、実家に帰った嫁が自らの小遣いかせぎの最も有効なる方法でもあった。婚家と実家における嫁の労働が、はっきりと現金という形をとってあらわれ

^⑦ 若狭遠敷郡誌〔大11、遠敷郡教育会〕によれば、「国富庄・栗田保及太良庄の所在地なることは別説の如し。古墳の分布甚だ多きを以て見れば上代既に附近に住民の存せしなるべし。莊園の時代に及びては史料の徵すべきもの甚多く、何れも根本領主・開発領主等ありて、權門勢家の保護を受け、近世に到る迄上着の名家は跡を絶たず、其勢力を維持し來り」とある。

嫁の長期里帰り慣行の社会的意義

る点で、その成果が家のものになるか、自分のものになるかを区分せしめることができた。嫁の労働の成果がそのまま現金収入という形をとる点が番慣行および洗濯帰り慣行を支える要因となりうるのである。

かくのごとく、古く成立した村であること、村内婚が多いこと、嫁を家の労働力とみなしうると同時に現金収入の源泉と考えうるムシロ織りとに支えられて国富地区の番慣行は少なくとも昭和30年ごろまでは存続してきたのである。そして、洗濯帰り慣行には農繁期と農閑期の区別がはっきりとする稻作単作地帯という条件がさらに加わるであろう。

ところで、長期里帰り慣行、特に番慣行は種々な機能を営んでいた。その第一は、嫁家において労働力とみなされていた嫁に休息の機会を与えていた。第二は嫁が自分や子供のものの洗濯や針仕事をしたり、また実家の仕事の手伝いをすることができた。第三に自分や子供の小遣いかせぎをすることができた。第四に嫁家先での家族間の、特に嫁と姑との緊張・対立を緩和する機能をももっていた。これらの積極的な機能をもつと同時にまたマイナスの機能をも持っていた。番慣行と洗濯帰り慣行との両者を完全に実施していた時は、嫁はほとんど嫁家先に居らず、実家で生活することが多かったので、嫁が嫁家になじむことはそれだけ薄く、その子供も例えれば、学校へ行く場合でも実家から通学する子供があるように嫁家先でなく嫁の実家を自分の家と思う傾向すらあった。このような点から、長期里帰り特に番慣行のマイナスの機能は第一に嫁家になかなか馴染めなく、夫がいつまでも他人のようであり、父と子、夫婦の関係を疎遠ならしめた。第二に、嫁家先での仕事に欲が出ないという点も挙げられる。

このような機能を持っていた番慣行は、昭和30年ごろから公民館を通じ、婦人会や青年団が主となって、廃止運動が起り、急速に衰退していった。しかし、番慣行を廃止するためには、少なくとも上述のプラスの諸機能は他のものによって補われることが必要であった。この点に関して、番慣行の批判としてあげられた婦人達の声は次の諸点を指摘している。その第一は、番の代りに村の定休日を設置せよという声であり、第二は嫁にも小遣いを与えるよという声であり、第三は姑をはじめとする嫁家の人々が嫁を理解してほしいという声である。そして、何よりも番慣行はいわゆる封建的な慣行で、村全体でやめるべきだという声である。そしてかかる発言がでてくる基礎に番慣行を根底からゆり動かす諸条件がととのってきた。例えば動力耕運機の導入、洗濯機の導入は特に婦人の労働時間の余裕をもたらした。昭和30年ごろから、台風被害による土木工事が増加し、また兼業が増加したことによって、古くからの様式であるムシロ織りのみでない、他の現金収入の途が開発された。諸種の会合、例えは婦人会の活動の増加、有線放送の設置による村人相互のコミュニケーションの機会の増加は相互の理解の程度を増した。テレビの導入は余暇を家族で揃って過す機会を与えた。そして何よりも、古い観念を打破しようとする気運が特に若い人達の間に拡がった。これらの諸条件の変動により、古い番慣行は存続の意義を失ない、今や全く消滅せんとする一步前の段階にあるといえる。

番慣行はこのようにして殆ど廃止されてしまったのにもかかわらず、洗濯帰りの慣行はなお依然として国富地区に残っている。そしてまた番慣行は公的には廃止されたとしても、まだ一

人 文 学 報

部には非公式ではあれ、月に数回実家を訪問し、骨休めをすることもおこなわれている。ということは、嫁がその実家を訪問することは、人間の当然の情であり、婚家と実家とを結びつける強い紐帶となるものに外ならないとはいえ、なお前述の長期里帰りのもつ積極的機能の合理的方法による代替が十分でないことを物語っている。農村の婦人の問題は決して現段階では十分に解決されているのではないのである。

5. む す び

これまで長期里帰り慣行の分布、形態および社会的意義について特に小浜市国富地区の場合を主として考察してきた。ここで、以上の考察を要約し、まとめておきたい。

嫁の長期里帰り慣行は、北陸の稻作单作地帯に広く分布しているが、小浜市国富地区に見られるように、センダク帰りの慣行と番慣行とに分けられる。センダク帰りは衣類のみでなく心をも洗濯するという意味で、嫁が実家で衣類の補修・洗濯や小遣いかせぎを兼ねて休養をとるために帰省する慣行である。番慣行は一定の期間を定めて婚家と実家とを往復する慣行であり、婿入り式結婚と嫁入り式結婚とをつなぐ中間的段階のものと考えられ、厳密には長期里帰りに含めることは妥当でないかもしれないが、年間の延日数がかなりの期間に達するという点で敢えて長期里帰りに含めた。

ところで、かかる長期里帰り慣行は夫婦の共同生活よりも家の存続の方を優先するという日本の古い家觀念に導かれ、稻作单作地帯、古く成立した村、村内婚が高率を占めること、女性の労働力が収入源としてかなりの比重をもつこと、などの条件によって支持され、特に嫁に休息を与える、自分や子供の仕事をすることができる、小遣いかせぎをおこなう、嫁姑の緊張を緩和するというような積極的な機能を営んできた。しかしながら、国富地区では昭和30年頃を転機として、特に番慣行の廃止の運動が起き、今やこの慣行は消滅寸前にある。しかし、センダク帰りの方はまだ十分その存続の社会的基盤を失なっていない。この事は農村婦人についての未解決の問題がまだまだ多いことを物語っているのである。